

「関税定率法等の一部を改正する法律案」について

令和2年2月
財 務 省

1. 法律案の概要

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率（416品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和2年度末まで1年延長。
- 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について、日米貿易協定が発効したこと等を踏まえ、措置しない。
- 加糖調製品（6品目）について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引下げ。

(2) 個別品目の関税率の見直し

- 国内産業の国際競争力強化等の観点から、自動車安全部品用イグナイター等5品目の基本税率を無税化。

(3) 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

- 欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率を軽減（※）。
- （※）108円/トン（とん税48円、特別とん税60円）→54円/トン（とん税24円、特別とん税30円）

2. 施行日

令和2年4月1日

（注）上記1. (3)については令和2年10月1日。